



< ラジオ放送局周波数割当計画（その1） >

国民の共有の財産である限られた電波を中波(ラジオ)放送として有効に利用するため、国は、国民のニーズに応えるとともに設立しようとする放送事業者の性格付けなどをもとに周波数を利用するための指針を作ります。これは、放送事業者別、放送しようとする番組の種類さらに放送局を設置しようとする地域の区分などを考慮して作ります。そして、その具体化したものとして「標準放送（中波・ラジオ）周波数割当計画」が作られます。それは、放送局別に放送局設置の基本方針、周波数割当計画表から構成されています。したがってこの中には、混信の排除などの技術的な要素、NHKと一般放送事業者に対する周波数の配分なども含まれています。

中波(ラジオ)の「周波数割当計画」は、他の放送メディア同様総務省が事案を作成し、利害関係者に公表し、さらに、公聴会を開いて意見を聞き、電波監理審議会に諮問しその答申を得て決定するという手順が踏まれます。

中波(ラジオ)放送電波は、夜間、電離層伝ぱんにより遠距離まで伝わります。近隣諸国からの混信妨害を回避するため、かつては、頻繁に周波数変更が行われました。しかし、1978年(昭和53年)11月、国際機関I F R Bの決定に基づく無線通信規則の改定と各国との協定締結による周波数間隔の10kHzから9kHzへの変更により、混信問題はやや安定しつつあります。

中波のチャンネルプランの過去ならびに将来への方向性は、県別あるいはブロック別放送番組編成のNHK第1放送は国家権益確保と混信妨害を軽減するため大電力化と中継局の設置、全国同一番組編成のNHK第2放送は超大電力放送としほぼ完成しています。一般放送(民放)に関しては、県別ならびにブロック別放送番組編成とし、可能な範囲で増力を進めてきましたが、最近新たに、外国電波混信救済策として、「FM補間局」の併設が可能になりました。

次に「周波数割当計画」（チャンネルプラン）の流れを次回と 2 回に亘り記します。

- 1946 年(昭和 21 年)1 月、逓信省が発足しました。
- 1946 年(昭和 21 年)9 月、逓信省は、GHQ の指示により全国 36 放送局の周波数変更を行い、第 2 放送、AFRS (米軍)放送、中継放送所増設に伴う周波数の再編成を行いました。中継放送局の呼出符号も付与しました。
- 1947 年(昭和 22 年)2 月、逓信省は、「新放送機関の設立について」は、日本の産業の現状から当分の間許可しない方針とし、「第 2 放送について」は、放送協会に不可欠なもので、他に譲渡できないことに決定した。
- 1947 年(昭和 22 年)3 月、逓信省は、東京中央放送局第 2 放送ほか 9 放送局の周波数を変更しました。
- 1947 年(昭和 22 年)5 月、国際・無線通信主管庁会議が開催されましたが、日本とドイツは出席できませんでした。この会議では、新無線通信規則が採択され、中波放送の周波数帯域の 550～1500kc が 535～1605kc に変更になりました。日本に対し JAAK から JSZ に至る呼び出し符号が割り当てられました。
- 1947 年(昭和 22 年)5 月、逓信省は、逓信相の諮問機関として電波規制委員会を設置しました。
- 1948 年(昭和 23 年)10 月、逓信省は、東京第 2 放送ほか全国 46 放送局の周波数変更を行うとともに、第 2 放送の拡充と混信改善などを行いました。
- 1949 年(昭和 24 年)6 月、放送管理機関を電気通信省の直轄とし行政委員会方式に一元化することとなりました。(米 FCC 方式の導入)
- 1949 年(昭和 24 年)6 月、電気通信省は、東京第 2 放送他 14 局の周波数変更を行いました。
- 1950 年(昭和 25 年)3 月、NHK は東京第 2 放送を増力しました。(川口放送所に 150kW 放送機を新設し、50kW で運用しました。) 同年 7 月から 1953 年 8 月まで 100kW で試験的に増力運用しました。
- 1950 年(昭和 25 年)6 月、電波監理委員会が発足しました。

- 1950年(昭和25年)10月、電波監理委員会は、「放送局開設の根本的基準」案について聴聞会を開催しました。
- 1950年(昭和25年)11月、電波監理委員会は、電波法施行規則ほか電波法関連規則を全部改定しました。(12月施行)
- 1950年(昭和25年)12月、NHK東京第1放送の送信機を150kWに改修しました。(川口放送所にて。50kWで運用しました。)
- 1950年(昭和25年)12月、電波監理委員会は、民間放送の免許方針に関して、東京は2局、他の都市は1局とすると発表しました。
- 1951年(昭和26年)1月、電波監理委員会は、「大阪市地区における放送局開設の予備免許の順位について」聴聞会を開催しましたが、新日本放送(毎日系)と大阪朝日放送(朝日系)との統合が成立せず激論が交わされました。
- 1951年(昭和26年)4月、電波監理委員会は、最初の一般放送局(民放)16局に予備免許を与えました。他に免許拒否が14件、保留が4件でした。
- 1951年(昭和26年)7月、電波監理委員会は、標準(中波・ラジオ)放送局107局の周波数変更を行いました。これはNHKと民放の並立を可能にするため、NHKの現用周波数の大幅な変更になりました。
- 1951年(昭和26年)4月、NHK大阪第1放送、第2放送とも堺放送所に移転し50kWで運用を開始しました。
- 1952(昭和27年)7月、電波監理委員会は、廃止され、電波管理業務は8月から郵政省に引き継がれました
- 1953年(昭和28年)3月、郵政省は、「放送局開設の根本的基準」の指定地点、指定距離を全面的に改正しました。(注：この規定は放送区域の中心集落が強電界にならないよう送信所の位置を中心部から一定距離はなして設置をする規定で、現在は廃止された模様です。)
- 1953年(昭和28年)5月、郵政省は、「標準放送用周波数割当再編成の方針」を決定し、NHKラジオ2波の全国普及、民放ラジオの全国主要地域への普及を規定しました。
- 1953年(昭和28年)5月、郵政省は、「標準放送用周波数割当計画表(以下「ラジオチャンネルプラン」と呼びます。)」を決定しました。

- 1953年(昭和28年)6月、郵政省は、ラジオ放送局166局(NHK145局、民放21局)に再免許を与えました。
- 1953年(昭和28年)8月、郵政省は、ラジオ放送局116局(NHK97局、民放16局、FEN3局)の周波数変更を実施しました。
また、同時に民放ラジオ9社12局に予備免許を与え、その後、9月までに10社11局にも予備免許を与えました。
- 1953年(昭和28年)12月、郵政省は、東京など大都市で100W以下の小電力局の申請が続いていることに対して、「小電力局用のいわゆるPRチャンネルは民放の難視聴地域を解消するための補完的中継局用の周波数である。」との公式見解を発表しました。
- 1954年(昭和29年)3月、郵政省は、ラジオチャンネルプランの一部を修正して、外国電波混信対策のため27局の周波数変更を決定し、5月に実施しました。
- 1956年(昭和31年)5月、NHKは静岡第1放送を3kWに増力し、合わせて放送所初の自動化を実施しました。
- 1956年(昭和31年)5月、郵政省は、混信・難聴地域の救済ならびに民放局に関する措置を主眼にラジオチャンネルプランを修正しました。内容は、①143局の周波数変更、混信・難聴地域の救済 ②NHK東京、大阪、福岡、札幌局の4局の100kWへの増力 ③横浜、釧路、室蘭に民放3局の置局認可でした。
- 1956年(昭和31年)7月、郵政省は、東京、大阪、名古屋地区の民放ラジオ局免許申請7件を拒否しました。
- 1956年(昭和31年)10月、郵政省は、ラジオチャンネルプランを修正し、ラジオ局148局(NHK115局、民放33局)を変更しました。
- 1956年(昭和31年)12月、NHKは福岡第1、第2放送局を50kWに増力しました。